

平成19年2月1日

## 学生教育研究災害傷害保険への学生全員加入について

東京大学

### 学生のみなさんへ

「学生教育研究災害傷害保険」(略称「学研災」)は、学生の教育研究活動中の災害に対して必要な給付を行う全国的な傷害保険制度で、正課中・学校行事中はもちろん、課外活動・学校施設内休憩中を含めた教育研究活動中のほとんどの傷害事故が補償の対象となっています。

本学では、学生に対して教育研究活動中の不慮の災害事故に備えて入学及び進学時等に学研災への任意加入についてお勧めしてきましたが、加入の際の保険料は自費負担となっており、加入されない学生も多く見られるのが実状です。

このたび本学では、学生の福利厚生の上昇を図るため、平成19年度から保険料を大学が負担して全学生の学研災加入を実現することを決めました。これにより、今後は個人で加入手続きを行うことなく全学生が等しく傷害保険の適用を受けられることになります。

これに伴って、現在任意で加入している学研災については、平成19年3月31日を以って自動的に解約となり、保険約款の定めに従い前払い保険料分の精算払い戻しが実施されることとなります。詳細は内容確定次第お知らせいたしますのでご注意ください。

#### **加入保険名称**

学生教育研究災害傷害保険(財団法人 日本国際教育支援協会)  
2000万円コース・通学中等傷害危険担保特約付帯付

#### **保険の対象となる学生**

学部学生(前期課程、後期課程)、大学院学生(修士課程、博士課程、専門職学位課程)、  
研究生等(研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人研究生、  
研究所研究生)

※大学が加入の対象とする学生は、制度上加入が可能な上記学生となります。

#### **保険期間**

平成19年4月1日から修了(卒業)年次の3月31日まで

#### **担当窓口**

公共政策大学院 係 (TEL 03-5841-1349)